

# 番号制度と法人認証

経済産業省CIO補佐官

満塩 尚史

本資料で述べる内容は、私個人の意見であって、政府もしくは経済産業省としての正式な意見でないことをご了承下さい。

# 番号制度

## (番号制度の導入の目的と効果)

# 「番号制度で何ができるのか？」

## 社会保障・税番号大綱より

- (1) よりきめ細やかな社会保障給付の実現
- (2) 所得把握の精度の向上等の実現に関するもの
- (3) 災害時の活用に関するもの
  - ① 災害時要援護者リストの作成及び更新
  - ② 災害時の本人確認
  - ③ 医療情報の活用
  - ④ 生活再建への効果的な支援
- (4) 自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの
- (5) 事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの
  - ① 添付書類の削減等
  - ② 医療機関における保険資格の確認
  - ③ 法定調書の提出に係る事業者負担の軽減
- (6) 医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの

# 「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」平成23年8月3日①

- 行政機関が保有する情報の再提出不要化について
- 「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会」での議論
- 申請者との対面による確認や現物性が不可欠な手続を除き、行政が保有する情報については原則再提出を不要化とするという前提に立って、法令・ガイドラインの改正、解釈・運用の統一化等を行う。

そのために、内閣官房を中心に、社会保障・税に関わる番号制度や国民ID制度の検討に合わせて、行政機関間の情報連携の障害となる制度や運用の実態を洗い出し、通則法の制定や政府CIOの設置を視野に入れて、個人情報を保護しつつ情報連携を実現するための制度の整備等について検討を行う。＜平成23 年度中に検討、結論＞

# 「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」平成23年8月3日②

- また、行政機関間の情報連携による添付書類の省略、申請・届出等手続の簡素化について、費用対効果等を考慮しつつ、通則法の制定を視野に入れて、組織・手続横断的な法令改正を含めた対応策について検討を行う。＜平成23 年度中に検討、結論＞
- 登記所間での登記情報の共有化と添付書類の省略については、法務省が、引き続き業務プロセスの見直しに伴う問題点の洗い出しを進め、法令改正を含めた対応策について検討し、実施する。＜平成23 年度中に検討、結論＞
- 行政機関間における登記情報を始めとする行政機関が保有する情報の連携については、内閣官房を中心に、行政機関間の情報連携による添付書類の省略、申請・届出等手続の簡素化に関する検討と一体的な法令改正を含めた対応策について検討を行う。＜平成23 年度中に検討、結論＞

## 番号制度を通じた電子行政推進の効果試算

番号制度をはじめとする共通基盤等の導入やそれに伴う業務革新、国民・民間企業等・国・自治体の情報連携などの電子行政推進により、

**年間3兆円以上**の導入効果(利便性向上・効率化等)を目指す。

| 電子行政推進効果                                 | 主な内容                                                                                                                                                                 | 参考:過去の研究会等での試算等<br>(経団連試算、政府IT戦略本部資料、民間機関試算等)                                                                                                                       |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国民が受ける行政サービスなどの<br>利便性向上の効果<br>約 7500億 円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の窓口訪問時間が削減</li> <li>・各種申請の添付書類削減</li> <li>・郵送コスト等合理化</li> <li>・行政側の窓口業務削減</li> <li>・行政側の書類保存管理業務削減 など</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引越、退職ワンストップ化 2200億円</li> <li>・通知業務 4600億円</li> <li>・結婚育児ワンストップ化 505億円</li> <li>・児童手当業務 110億円</li> <li>など</li> </ul>         |
| 民間企業等が行政に対して行う<br>手続の効率化の効果<br>約 6300億円  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の税、社会保険料徴収業務の電子化、効率化</li> <li>・行政への申請・届出等の合理化</li> <li>・添付書類保存管理業務削減 など</li> </ul>                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の税徴収業務合理化 1725億円</li> <li>・法人税務書類電子化 3000億円</li> <li>・社会保障関係業務合理化 860億円</li> <li>・各種証明書等の削減 770億円</li> <li>など</li> </ul> |
| 民間企業等の業務効率化の効果<br>約 7000億円               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業等が行う顧客本人確認や住所確認業務の合理化</li> <li>・民間での契約等における添付書類などの削減効果 など</li> </ul>                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認、本人への通知電子化 1100億円</li> <li>・民間での添付書類の削減 6000億円</li> <li>など</li> </ul>                                                   |
| 国・地方の行政業務効率化の効果<br>約 1兆 円                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・省庁、国地方横断的な情報連携による業務効率化(出先機関合理化、国税・地方税の連携等)</li> <li>・同一業務のクラウド化による合理化(給与支払い、旅費精算、物品調達等)</li> <li>・業務見直しによる民間委託 など</li> </ul> | <p>(参考:国地方の公務員人件費計 約27兆円)<br/>(業務合理化によるリソースを、国民のニーズに合致した行政サービスへと展開)</p>                                                                                             |

上記以外に新たな産業・サービスの創出や政策の展開が期待される

# 法人認証 (業務プロセス設計の視点から)



# 法人認証

- 例えば、
  - 法人から申請が民間・行政機関に対して、次の事象が行われる際に、事象が確かであることをどのように確信するか？
  - 事象：当該法人が、申請内容を確かに申請してきているか
- 事象を確認するポイント
  - 当該法人が存在することの確認
    - 出来れば、自動的に確認したい。
  - 当該法人が申請してきた事実の確認
    - 出来れば、自動的に確認したい。
  - 申請内容が確かかどうかの確認
    - 各申請によって変わる。
    - 申請を受け付ける民間・行政機関の本業である。

# 法人認証(従来、紙の場合(厳密な場合))

- 当該法人が存在することの確認
  - 当該法人からの申請であろうがなかろうが存在すればよい。
  - 申請内容と登記事項証明書の比較
    - 商号、本店住所が申請内容と一致する。
    - 登記事項証明書が本物であることを確認する。
- 当該法人が申請してきた事実の確認
  - 申請書に押印された印影と印鑑証明書の登録された印影との比較
    - 2つの印影が画像として一致する。
    - 印鑑証明書が本物であることを確認する。

現在事項全部証明書

大阪府 番地  
株式会社  
会社法人等番号 - -

|                           |                      |            |            |
|---------------------------|----------------------|------------|------------|
| 商号                        | 株式会社                 |            |            |
| 本店                        | 大阪府 番地               |            |            |
| 公告をする方法                   | 新聞に掲載する              |            |            |
| 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項 | http :<br>html       | 平成 年 月 日変更 | 平成 年 月 日登記 |
| 会社成立の年月日                  | 昭和 年 月 日             |            |            |
| 目的                        | 1. 製造、販売<br>2.<br>3. |            |            |

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成 年 月 日  
大阪法務局 出張所  
登記官

整理番号 \* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 8/8

# 法人認証(「法人番号」導入後)(私案)

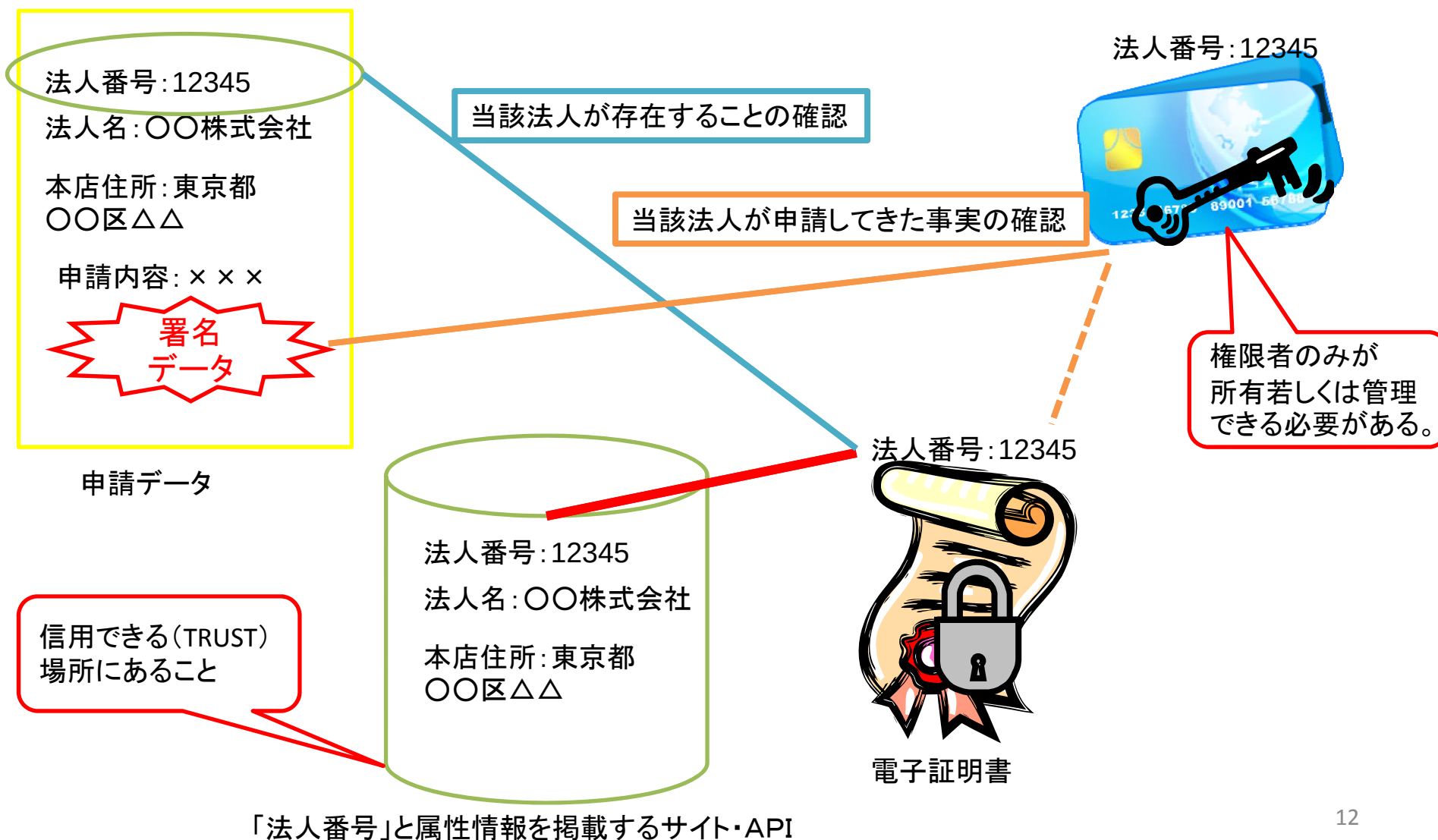
- 当該法人が存在することの確認
  - 当該法人からの申請であろうがなかろうが存在すればよい。
  - 申請内容の「法人番号」が存在することの確認
    - ※ただし、電子証明書等を利用し、「法人番号」のご入力が、ほとんどないことを前提とする。
- 当該法人が申請してきた事実の確認
  - 申請データに付された電子署名が「法人番号」に紐づけられていることの確認
    - 「法人番号」で紐づけられた電子証明書に対応する秘密鍵によって電子署名がなされていることの確認。

※「法人番号」と属性情報を参照するデータベースがあることが前提となる。

(申請の存在確認、事実確認は、自動処理されるが、「申請内容が確かかどうか」は、行政機関等によって確認されるため。)

- 「法人番号」と属性情報を記載する電子証明書(属性情報の管理容易性△)
- 「法人番号」を記載する電子証明書と「法人番号」と属性情報を掲載するサイト・APIの組み合わせ(属性情報の管理容易性○)

# 法人認証(イメージ)



# まとめ

- 番号制度
  - 段階的に、目的・効果を実現させながら進めるべきではないか。
    - 手続の簡素化、添付書類の削減
    - 「法人番号」の利活用の推進
- 法人認証
  - 業務プロセス設計から再確認
    - 法人が存在することの確認
    - 法人が申請してきた事実の確認
  - 「法人番号」を記載する電子証明書と「法人番号」と属性情報を掲載するサイト・API